

運動の重点

5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルト着用状況（令和5年5月末現在） ※令和4年県内における一般道運転席シートベルト着用率99.2%

	本年			昨年			増減		
	総数	着用数	着用率	総数	着用数	着用率	総数	着用数	着用率
死者数	11人	9人	81.8%	6人	4人	66.7%	5人	5人	+15.1%
重傷者数	76人	67人	88.2%	55人	52人	94.5%	21人	15人	-6.3%
軽傷者数	962人	932人	96.9%	920人	886人	96.3%	42人	46人	+0.6%

○家庭では

・後部座席を含めた**全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用**を習慣づけましょう。

○職場では

・朝礼や日常点検等で、後部座席を含めた**全ての座席にシートベルトの着用義務**があることを指導しましょう。

○運転者は

・自らシートベルトを正しく着用するとともに、後部座席を含む同乗者**全員にシートベルトとチャイルドシートを正しく着用**させましょう。
・タクシーや観光バスなどの旅客事業者は、出発前にシートベルトの着用を乗客に呼びかけましょう。



道路交通法改正と福島県自転車条例

自転車利用者の全世代にヘルメット着用が努力義務化

自転車乗車用ヘルメットの着用については、「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（以下、福島県自転車条例）」のほか、令和5年4月1日に施行された改正道路交通法においても全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務とされています。

自転車利用中に交通事故により死亡した方の多くが、ヘルメット等を着用せず頭部に致命傷を負っています。自転車利用時は、必ず自転車ヘルメットを着用しましょう。



自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

福島県自転車条例により、自転車保険加入が義務となっています。自転車を利用する方は、万が一の事故の際、被害者救済のための自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

交通安全に関するホームページ

県生活交通課 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005d/>
県警察本部 <https://www.police.pref.fukushima.jp/>

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和5年

夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動

ひびく、ひびく、実現するふくしま

期間 7月16日(日)から7月25日(火)までの10日間

運動のスローガン
運転は ゆとりとマナーの ニワ流



年間スローガン
わたります止まるやさしさありがとう

運動の重点

- 1 こどもと高齢者の交通事故防止
- 2 道路横断中の交通事故防止
- 3 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶
- 4 自転車の交通事故防止とヘルメット着用・保険等加入の促進
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

主唱 福島県・福島県交通対策協議会



運動の重点

1 こどもと高齢者の交通事故防止

○家庭では

- 自宅周辺や通学路などの身近な交通事故の発生状況について話し合い、交通安全意識を高めましょう。
- 保護者はこどもに対し、暗くなる前に帰宅するよう教えましょう。また、駐車された車の直近で遊んだり、しゃがみ込んだりすることの危険性についてよく教えましょう。
- 高齢者が外出する際には、用件はなるべく日中に済ませるよう促しましょう。
- 高齢者が夕暮れや夜間に外出する際は、**明るい目立つ色の服装や夜光反射材、懐中電灯**を活用するよう「声かけ」をしましょう。



○地域では

- こどもや高齢の歩行者、電動車いす利用者等を見かけたら、保護・誘導活動を積極的に行うなど、こどもの手本となるよう正しい交通ルールとマナーを実践しましょう。
- 高齢運転者等の、**運転免許証の自主返納制度**や**安全運転相談窓口#8080**（シャープハレバレ）等の支援施策について周知しましょう。

2 道路横断中の交通事故防止

○家庭では

- 道路を横断する際は**無理な横断をしない**こと、近くに横断歩道がある場合は、必ず横断歩道を渡ることを家族ぐるみで実践しましょう。

○学校等では

- 横断歩道を渡る際は、通行する車の有無等、必ず周囲の安全確認を行い、**手をあげる**など意思表示して横断するよう指導しましょう。
- 道路横断の際、通行車両は止まるとは限らないことを理解させ、車道への急な飛び出しをしないよう指導しましょう。



○運転者は

- 横断歩道の付近では歩行者等がいけないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止可能な速度で進行し、横断歩道や自転車横断帯を渡ろうとする者の通行を妨げないよう**一時停止**をして、横断歩行者等の保護に努めましょう。
- 夕暮れ時や夜間の走行は、歩行者等を早めに発見できるよう控えめな速度での走行や早めのライト点灯を心がけ、横断歩行者等を意識した安全運転に心がけましょう。



3 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶

○飲酒運転による交通事故発生状況（令和5年5月末現在）

	発生件数	死者数	傷者数
本年	23件	3人	26人
昨年	13件	0人	17人
増減	+10件	+3人	+9人



○家庭、地域、職場では

- 飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転、ながら運転等の**悪質・危険な運転は重大事故につながります**。家庭、地域や職場ぐるみで根絶しましょう。
- 行楽・帰省など長距離運転の際は過労運転にならないよう、余裕のある計画を立てましょう。
- 飲酒会場には車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ず車を持ち込む場合は、あらかじめハンドルキーパーを決めておきましょう。
- 職場では、運転前後のドライバーの顔色等の目視確認やアルコール検知器を活用して、二日酔いを含めた飲酒運転の防止を徹底しましょう。
- 相手を思いやり、互いにゆずりあう気持ちを持った運転に心がけ、社会全体の交通マナーの向上に努めましょう。

4 自転車の交通事故防止とヘルメット着用・保険等加入の促進

○自転車利用者は

- 「自転車安全利用五則」を守りましょう！

「自転車安全利用五則」	
1	車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2	交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3	夜間はライトを点灯
4	飲酒運転は禁止
5	ヘルメットを着用

自転車乗車中の死傷者数 （令和5年5月末現在）

	死者数	傷者数
本年	2人	102人
昨年	1人	102人
増減	+1人	±0人

- 自転車利用者も交通事故の加害者になることがあるため、被害者救済のための**自転車損害賠償責任保険等**に加入しましょう。

○家庭・学校・地域、職場では

- 自転車の正しい通行方法、**全ての利用者の自転車用ヘルメットの着用、夕暮れ時の早めのライト点灯、点検整備の実施等**について話し合い、安全に自転車を利用しましょう。

